

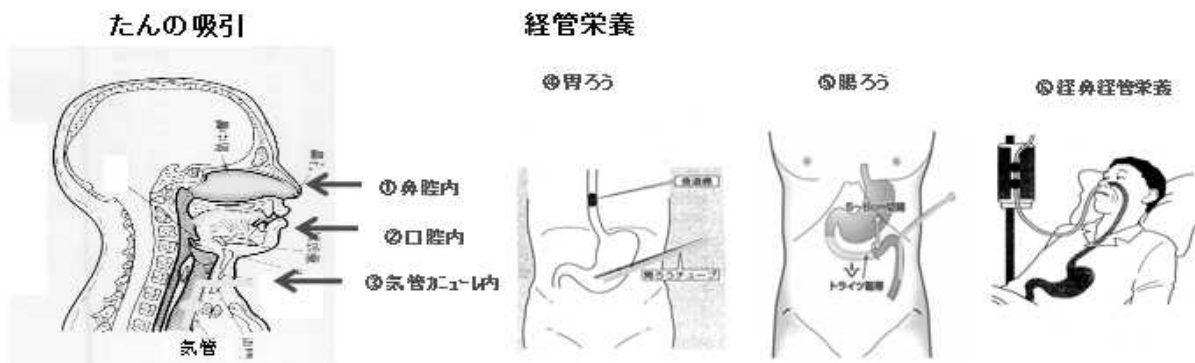
たんの吸引等の実施のための研修の受講について

H27.3 鳥取県障がい福祉課

障害福祉サービス事業所の介護職員の方は、県が実施する「たんの吸引等の実施のための研修」を受講し、たんの吸引等に係る知識や技能を修得されれば、新たに、たんの吸引等を行うことができます。

「たんの吸引等の実施のための研修」には3種類があり、実施可能な行為や対象者の範囲に違いがあります。

| 区分 | 対象者 | 喀痰吸引 | | | 経管栄養 | |
|-------------|-------------|--------------|-----|-----------|--------|--------|
| | | 鼻腔内 | 口腔内 | 気管カニューレ内部 | 胃ろう腸ろう | 経鼻経管栄養 |
| 1号研修 | 不特定多数の者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2号研修 | 不特定多数の者 | ○ | ○ | × | ○ | × |
| 3号研修 | 特定の者 | 必要な行為 | | | | |



第3号研修は、対象者と行為を限定することで、第1号研修や第2号研修と比較して、研修時間が短くなっています。また、一度、基本研修を受講されれば、対象者又は行為を代えて実施する際も、実地研修のみ受講すればいいことになっています。

| 基本研修 | | | + | 実地研修 |
|-------------|------------------------|----------|---|------|
| 講義 (8時間) | シュミレータ ー演習 (1時間) | 現場 演習 | | |

たんの吸引等が必要な障がい者の方が自宅やグループホームで生活される上で、知識や技能を備えた介護職員による支援は不可欠なものです。平成27年度は、社会福祉法人こうほうえんに委託し県内2会場で基本研修を実施予定であり、開催前には改めて通知しますので、積極的な受講をお願いします。

平成27年度報酬改定においても、

- 訪問系サービス事業所における特定事業所加算（資料2 11ページ）
- 介護サービス包括型共同生活援助事業所における重度障害者支援加算（資料2 23～24ページ）で、喀痰吸引等が要件になっています。

※ 今後、介護福祉士国家試験や第2号研修の内容について見直しが予定されています。

(参考) ～喀痰吸引等の提供(具体的なイメージ:在宅の場合)～

